

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

-5.8GHz～7.5GHz帯固定通信システムの高度化等に係る審査基準の改正-

(平成28年2月4日(木)～同年3月4日(金)意見募集)

【提出意見数：3件】

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	日本電気株式会社	<p>○意見対象箇所 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 新旧対照表 P.54(22)6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局</p> <p>○意見内容 (1)ア 適用範囲等(イ) 利用目的について</p> <p>本システムの利用目的として「代替回線」あるいは「臨時回線」が規定されています。しかし、本システムはその可搬性により他用途への適用も考慮されることが適当であると考えます。</p> <p>よって、(イ)文頭に「原則として、」を入れる等により、他用途への適用余地を残していただくようご検討をお願いします。</p>	<p>いただいた御意見(1)から(3)までについて、それぞれ次のように考えます。</p> <p>(1)について</p> <p>6.5GHz帯(6,570MHzを超え6,870MHz以下)及び7.5GHz帯(7,425MHzを超え7,750MHz以下)は周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)上「固定/固定衛星」に分配されていますが、現在、当該帯域は混み合っている状況です。そのため、6.5/7.5GHz帯可搬型無線システムの導入に当たっては、当該帯域に「移動」業務を追加分配し無制限に陸上移動局を置局出来るようにはせず、当該帯域を「固定/固定衛星」の帯域として維持するため、国内周波数分配の脚注の追加により当該システムの導入を可能としたところです(平成27年総務省</p>	(1) 無

	<p>(2) ア 適用範囲等 (イ) 「停止中」の定義について</p> <p>陸上移動局の運用に関し、「停止中にのみ運用」と記載されています。「停止中」の意味は、「移動しながら電波を発射しない」という解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>「既設固定局が運用中は電波を発射しない」とも読める内容であるため、文言についてご配慮いただけると幸いです。</p> <p>(3) ウ 指定事項ほか 運用ルールについて</p> <p>本システムの運用ルール検討に際し、「事前の干渉計算を必須とする」という内容がございました。</p> <p>ウ 指定事項、あるいは他の箇所でも構いませんので、上記内</p>	<p>告示第 407 号)。</p> <p>このような背景から、今般の制度整備では、陸上無線通信委員会報告（平成 27 年 6 月 16 日）において示された 4 つの運用形態のうち、「既設固定局回線の代替回線」及び「災害発生時等の臨時回線」の 2 つの利用目的に限定するものであり、よって、原案のとおりといたします。</p> <p>(2) について</p> <p>ご指摘のとおり解釈です。電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条第 12 号において、陸上移動局は、「陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局を除く。）をいう。」と定義されておりますが、6.5/7.5GHz 帯可搬型無線システムの陸上移動局にあつては、移動中の運用を認めないこととするものです。</p> <p>本訓令案の規定で特に紛れが生じるとは考えられないため、原案のとおりといたします。</p> <p>(3) について</p> <p>本訓令の改正案の規定で事前の干渉計算は必須となっているものと考えため、原案のとおりといたします。</p>	<p>(2) 無</p> <p>(3) 無</p>
--	---	--	---------------------------

		容を運用ルールとして明文化すべきと考えます。ご検討をお願い致します。		
2	ソフトバンク株式会社	<p>【意見要旨】</p> <p>5850～5925MHz 帯への固定通信システムの導入は、5GHz 帯無線 LAN 等の周波数拡張の可能性を考慮し、慎重に実施されることを要望致します。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の検討対象である固定通信システムが使用する周波数帯域の一部について、欧米においては、無線 LAN 用の拡張帯域等として、5850～5925MHz 帯の利用が検討されています。周波数の拡張を検討するに際し、国際協調の観点から、我が国においても 5850～5925MHz 帯の無線 LAN 等での利用の可能性を模索すべきと考えます。</p> <p>従いまして、5850～5925MHz 帯への固定通信システムの導入は、将来的な 5GHz 帯無線 LAN 用周波数の拡張の可能性を視野に入れつつ、慎重に実施されることを要望致します。</p>	5 GHz 帯無線 LAN の周波数帯の拡張等については、現在、情報通信審議会において検討しているところであり、いただいた御要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無
3	Wireless City Planning 株式会社	<p>【意見要旨】</p> <p>5850～5925MHz 帯への固定通信システムの導入は、5GHz 帯無線 LAN 等の周波数拡張の可能性を考慮し、慎重に実施されることを要望致します。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の検討対象である固定通信システムが使用する周波数帯域の一部について、欧米においては、無線 LAN 用の拡張帯域等として、5850～5925MHz 帯の利用が検討されています。周波数の拡張を検討するに際し、国際協調の観点から、我が国においても 5850～</p>	5 GHz 帯無線 LAN の周波数帯の拡張等については、現在、情報通信審議会において検討しているところであり、いただいた御要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無

	<p>5925MHz 帯の無線 LAN 等での利用の可能性を模索すべきと考えます。</p> <p>従いまして、5850~5925MHz 帯への固定通信システムの導入は、将来的な 5GHz 帯無線 LAN 用周波数の拡張の可能性を視野に入れつつ、慎重に実施されることを要望致します。</p>		
--	--	--	--